

令和２年度

草津市防災会議 会議録

■日時：

令和２年８月２４日（月） ９時３０分～１０時００分

■場所：

市役所 ４階 行政委員会室

■出席委員：

橋川会長、森本委員、荒木委員、大橋委員（代理 松山氏）、松下委員、寺田委員（代理 生田氏）、増田委員（代理 江南氏）、川那邊委員、宇野委員、中島委員（代理 柏崎氏）、奥村委員、羽田委員（代理 坂口氏）、竹内委員、越田委員（代理 大川氏）、濱口委員、佐々木委員、森田委員

■欠席委員：

山下委員、北野委員、泉委員

■事務局：

危機管理課舟木課長、新庄課長補佐、猪口主査

■傍聴者：

１名

１．開会

【会長（市長）】

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様には、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から市民の安全を守るため、防災行政をはじめ市政全般にわたり格別のご支援と御理解をいただいておりますことに、重ねて厚くお礼申しあげます。

さて、昨年度は、東日本を中心に９月に台風１５号、１９号が上陸しまして、特に千葉県においては暴風雨による建物被害が５万棟を超え、広範囲の停電断水が発生をいたしました。本年度におきましても、熊本県などにおきまして、大きな豪雨災害が発生しております。

本市におきましては、幸いそういった大きな被害見舞われていませんが、近年の異常気象、気候変動により、この地域におきましても、いわゆる線状降水帯が発生をしたり、大型台風が到来する可能性があります。

また、地震災害につきましても、南海トラフ地震、琵琶湖西岸断層帯地震が予測をされておりあります。

いつ何時大きな災害に見舞われるか分からない状況でありますので、危機感を持って対応していかなければならないと考えておるところであります。

そういった中で、国においては、国土、経済社会システムを平時から構築をする国土強靱化地域計画の策定が推進をされております。本市におきましても、昨年度に計画暫定版の策定をしたところではありますが、本日の会議では、確定版の計画の策定に向けて、審議をいただきたいと思っております。

草津市の約13万市民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりを進めることは、行政の最大の使命であり、今後とも、安全で安心なまちを目指して全力で取り組む所存でありますので、皆様方のより一層の御協力を賜るようお願い申しあげまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

2. 委員紹介

別紙委員名簿により紹介

3. 議長の選出について

草津市防災会議条例第5条第3項の規定により、会長（市長）を議長としている。

4. 検討事項

（1）草津市国土強靱化地域計画の策定について

【事務局】

それでは令和2年度草津市国土強靱化地域計画の策定案につきまして危機管理課の舟木からご説明申し上げます。

まず、計画の概要をご覧ください。

第1章では、計画策定の趣旨を記載しております。

この計画につきましては、背景と趣旨であります。地震も含めまして自然災害が数多く発生しており、多くの方々がお亡くなりになっているということで、これを平時から対策を取り組む必要があるということで、滋賀県におきましても琵琶湖西岸断層や南海トラフ地震の災害の予想もされておりますし、台風の影響ならびに局地的な大雨、ゲリラ豪雨等で雨水の河川氾濫も起きている状況であります。

また、人口減少の社会におきましても、各公共施設の社会資本の維持管理や更新などが大きな課題になっております。

このことで、平成30年の12月に国では、平成30年12月に国土強靱化基本計画（施行

は、平成25年12月)の見直しがなされたところであり、県の方でも計画が策定されたので、草津市におきましても国土強靱化基本法の規定に基づきまして、計画策定の手順を記したガイドラインにより計画を策定していこうとするものであります。

計画期間としましては、令和2年度から令和6年度の5年間と考えているところであります。

実際のところでは、昨年度に総合計画の部分でありましたり、そのあたりを取りまとめさせていただいたところであり、暫定版ということで昨年度策定したところであります。

その後に確定版にしていこうとするものであり、それぞれの皆様方の意見をいただくということで、これまでに議会、また本日の防災会議、そしてパブリックコメントを実施していこうとするものであり、御意見等を反映させた形で今後見直して確定版を策定していこうとするものでございます。

概要版でございますが、第1章から第6章の構成で作らせていただいております。

第1章では、計画策定の趣旨。基本的な考え方を章立てしているものでございます。

趣旨につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成30年12月に国土強靱化基本計画(施行は、平成25年12月)の見直しがなされたところであり、県の方でも計画が策定されたので、それに合わせまして本市の計画を策定していこうとするものであります。

基本的な考え方といたしましては、人命の保護が最大限に図られること。市民の財産および公共施設に係る被害の最小化や迅速な復旧復興などが挙げられております。

対象といたしましては、大規模な地震および風水害としております。

計画期間は、令和2年度から令和6年度の5年間でございます。

事前に備えるべき目標として、8つ示しておりますが、何か起きれば、必要不可欠な行政機関の機能を確保するというところでは大切な要素でありますし、情報の通信機能・情報サービスを確保するということや、今まさにコロナ禍で起きております、経済活動の機能不全に陥らせないように計画していく。

また、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させるということで、社会、経済が迅速かつ従前により強靱な姿で復興できるよう、8つの目標を示しております。

第2章では、草津市の地域特性で地勢や過去の本市の災害履歴を記入させていただいております。

第3章と4章は、連動する部分もございますので併せて御説明します。

第3章の『脆弱性の評価』、第4章の『起きてはならない事態の重点化』としており、『脆弱性の評価』の部分について、重点化のところで考えなければならないところを、第4章の中でポイントをアップして確認をする部分であります。

第3章では、リスクに備えるべき8つの『事前に備えるべき目標』がありますので、それを細分化しますと、国のガイドラインでは52のリスクシナリオがございまして、本市では、

40のリスクシナリオが設定されております。

これにつきましては、県と同様でございまして、強靱化に対する『個別施策の分野』と『横断的な施策の分野』で評価させていただいております。

各所属に説明・照会を行いまして、回答されましたものをまとめ上げましたものにつきましては、別紙のとおりでございまして、リスクシナリオに向けて、現状の課題と今後の施策分析・整理をいたしました。

また、施策の推進方針につきましては、重要業績指標（KPI）を設定しまして、進行管理に活用しようとするものであります。

第5章の施策推進方針の重点化では、施策の分野を『個別の施策』9つと、『横断的な施策』を2つに分け、協議をさせていただいております。行政機能をはじめとする住宅や都市、保健医療・福祉などあらゆる分野について、これらは国のガイドラインや県に合わせた形で設定させていただいたものであります。

同じく、横断的な施策分野につきましては、リスクコミュニケーションということで、まさに防災の研修なり、訓練なども大変重要な要素になっていること。また、老朽化対策ということで、公共施設のマネジメントということで、長寿命化を含めて老朽化対策について講じていこうとするものでございます。

こちらの方は、各所属の取りまとめをさせていただきます。

最後の第6章といたしましては、計画の推進と不断の見直しということ中身になっておりまして、国と県との連携をさせていただきまして、取組みを推進していくものでございまして、限られた予算の中であれば、考えるのであればビーバイシーで合理的で効果的な強靱化を進めていくことにつきましても重点化を図ったものであります。

それぞれ見直しをということで、今回、計画の策定をさせていただいた後、当然、法令も変わってきますので、毎年見直しをかけていくということで、当課が策定しております、草津市地域防災計画もかけさせていただいておりますので、その連動も含めまして、国の動き県の動きを注視しながら対応していこうというものであります。

計画策定のスケジュールについて説明いたします。

これまでに庁議を経まして、市議会への説明を実施したところであります。

その後、パブリックコメント実施に向けて、本日の草津市防災会議の中で御説明し、パブリックコメントでの御意見を頂戴し、確定版完成に繋げてまいりたいと考えております。概要について簡単に説明しましたが、詳細につきましては計画案に記載しておりますのでそちらを確認いただきたいと思います。

最後に、別紙につきましては、今後、細かな修正・訂正・追加がございましたら、その都度柔軟に反映させていただくものでありまして、別立てという形式をとらせていただいております。

【会長（市長）】

施策推進方針について、もう少し詳細に説明願います。

【事務局】

追加で説明をさせていただきます。施策推進方針につきましては、市役所内の担当課に照会をかけ、リスクシナリオに対応する施策項目ということで、設定をしております。例えば、「学校施設の耐震対策」という項目については、教育委員会担当部署より回答を得まして、市立学校の防災安全機能の確保のため、非構造部材の耐震化等必要な対策を講じるという項目を設定したところであります。

また、当課に関連する部分としては、「災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持」については、Jアラートによる災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練等を実施するとしております。施設の管理もそうではありますが、普段からの訓練も実施をするという取り組みを行っていくということで、施策推進方針に記載をしたところであります。

次に、「帰宅困難者対策の推進」についてでございますが、災害が発生した場合、自宅に帰れない方が発生するといった問題が発生しますので、対策といたしまして、公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、帰宅困難者の支援体制の確立と企業や学校との連携体制整備、帰宅困難となった場合の対応法に関する普及活動、災害時交通状況に関する情報の伝達体制整備、二次災害の防止体制の確立を図り、また今年度協定を締結した駅前の高層マンションとの「クロスアベニュー草津における災害時の避難協力施設としての一時利用および維持管理に関する協定」などを運用し、帰宅困難者を想定した訓練を進めるとしたところであります。

以上、一方的な説明ではございますが、草津市国土強靱化地域計画の策定について何卒よろしくお願い申し上げます。

【会長（市長）】

冒頭にも説明申し上げました通り、今年度は、暫定版から確定版に移行するための御審議をお願いいたします。委員の皆様からご質問・ご意見等ありましたら、お伺いします。

【他】

なし

【会長（市長）】

意見なしということですので、それでは、ただいま議題となっております、「草津市国土強靱化地域計画(案)」について了承ということでご異議ございませんか。

【他】

異議なし

【会長（市長）】

異議なしということでございましたので、この案で了承をいただきました。今後は、パブリックコメントを実施したしまして、広く市民の皆様からのご意見をいただいた中で、最終的に完成をしまいたいと考えております。

以上で本日の議題は終了いたしました。せっかくの機会ですので、議題以外にも何か御

意見、御質問等がありましたら、お願いします。

【森本委員】

国の立場から、施策推進方針の中の、「無電柱化対策の推進」についてであります。災害が発生した場合に電柱が倒壊しますと緊急輸送車両が通れないということがありまして、地中化の必要性が全国的に言われています。

昨年度は、房総半島で台風被害がありましたが、電柱が倒壊したことにより、電力の供給が止まったということが発生した。地中化を進めることで、ライフラインの確保にもつながるので、国だけでなく、市の方でも取り組んでいただければありがたい。

「主要幹線道路等ネットワークの整備」につきましては、草津市外にはなりますが、国道のバイパスなどの事業について地域の安全な道路の確保のため取り組んでいきたいと考えています。

さらに、災害発生時には、国土交通省として、当滋賀事務所から熊本の方に被災調査の支援を行った実績がありますので、市町の1日も早い復興のため、支援を行っていきたいと考えています。

【会長（市長）】

滋賀国道事務所並びに近畿地方整備局との連絡体制において、今後とも災害の際には、ご協力を賜りますようお願いいたします。

5. 閉会

【会長（市長）】

これをもちまして、本日の草津市防災会議を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上